

平成27年（承）第1号 承認援助事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 債務者について大韓民国ソウル中央地方法院において平成27年3月6日に開始された大韓民国の債務者回生及び破産に関する法律における回生手続（同裁判所事件番号2015回合100036回生）を承認する。
- 2 全ての債権者は，債務者の財産に対する強制執行，仮差押え又は仮処分の手続（ただし，第1項で承認の決定をした外国倒産手続において弁済が禁止されていない債権に基づくものを除く。）をしてはならない。

理 由

一件記録によれば，債務者には，外国倒産処理手続の承認援助に関する法律17条1項所定の事由があると認められ，かつ，当該外国倒産処理手続開始の判断がされているところ，同法21条，57条1項及び62条1項に該当する事由があるとは認められない。

よって，本件申立ては理由があるから，同法22条1項に基づき主文第1項のとおり決定し，併せて同法28条1項に基づき主文第2項のとおり決定する。

平成27年3月9日午後1時

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 大 竹 昭 彦

裁判官 小 野 寺 真 也

裁判官 葛 西 功 洋

別紙

当 事 者 目 録

大韓民国ソウル市鍾路区サエムナン路3通り15

債 務 者 ダエボ・インターナショナル・ SHIPPING・カンパニー

同代表者代表取締役 チャン・ジュング・キム

同代理人弁護士 松 井 孝 之

同 秋 葉 理 恵

同 早 川 晃 司

これは謄本である。

平成27年3月9日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 佐藤大司

